

令和8年第3回

相良村議会6月定例会会議録

開 会 令和8年6月10日
閉 会 令和8年6月12日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 7. 5. 1

至R11. 4. 30

職 名	氏 名	議席	職 名	氏 名	議席
議 長	永 田 博 人	10	議 員	梅 山 弘	4
副議長	市 岡 智 恵	9	議 員	川 邊 一 徳	5
議 員	古 川 渉	1	議 員	坂 田 朋 美	6
議 員	恒 松 隆 生	2	議 員	徳 田 正 臣	7
議 員	嶽 本 浩 則	3	議 員	黒 木 正 照	8

常任委員会構成

委 員 会	総務文教	産業福祉
委 員 長	梅 山 弘	川 邊 一 徳
副 委 員 長	恒 松 隆 生	古 川 渉
委 員	徳 田 正 臣	黒 木 正 照
	嶽 本 浩 則	市 岡 智 恵
	永 田 博 人	坂 田 朋 美
定 数	5 人	5 人

令和 8 年第 3 回 相良村議会定例会 会期日程

(会期 6 月 1 0 日から 6 月 1 2 日 3 日間)

月	日	曜	種 別	内 容
6	1 0	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 報告 報告第 1 号、報告第 2 号 (質疑) 提案理由の説明 承認第 2 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 承認第 3 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 承認第 4 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 承認第 5 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 承認第 6 号から承認第 8 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第 3 3 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 4 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 5 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 6 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 7 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 8 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 9 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 4 0 号、議案第 4 1 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 4 2 号、議案第 4 3 号 (質疑)

月	日	曜	種 別	内 容
6	1 0	水	本会議	提案理由の説明 同意第 2 号から同意第 1 1 号（質疑・討論・採決） 委員会付託 議案第 3 3 号から議案第 4 3 号
			委員会	付託議案審査（連合審査）、常任委員会
6	1 1	木	本会議	一般質問
6	1 2	金	本会議	委員会審査の結果報告（常任委員会） 議案第 3 3 号から議案第 4 3 号（質疑・討論・採決） 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会

第3回相良村議会6月定例会会議録

令和8年6月10日（水）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和 8 年第 3 回相良村議会定例会議事日程 〔第 1 号〕

令和 8 年 6 月 1 0 日

午前 10 時 00 分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 令和 7 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

日程第 4 報告第 2 号 令和 7 年度相良村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報
告について
(質疑)

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 2 号 相良村一般職の職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
(質疑・討論・採決)

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 3 号 相良村税条例の一部を改正する条例の制定
について
(質疑・討論・採決)

日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 4 号 相良村国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の制定について
(質疑・討論・採決)

日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 5 号 令和 7 年度相良村一般会計補正予算 (第 9 号)
(質疑・討論・採決)

日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 6 号 令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補
正予算 (第 6 号)

日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 7 号 令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予
算 (第 5 号)

- 日程第 1 1 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 8 号 令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）
（質疑・討論・採決）
- 日程第 1 2 議案第 3 3 号 相良村立義務教育学校設置条例の制定について
（質疑）
- 日程第 1 3 議案第 3 4 号 相良村柳瀬コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例の制定について
（質疑）
- 日程第 1 4 議案第 3 5 号 相良村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
（質疑）
- 日程第 1 5 議案第 3 6 号 ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
（質疑）
- 日程第 1 6 議案第 3 7 号 相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
（質疑）
- 日程第 1 7 議案第 3 8 号 相良村鮎等中間育成施設の設置及び管理に関する条例を
廃止する条例の制定について
（質疑）
- 日程第 1 8 議案第 3 9 号 令和 8 年度相良村一般会計補正予算（第 1 号）
（質疑）
- 日程第 1 9 議案第 4 0 号 令和 8 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 4 1 号 令和 8 年度相良村介護保険特別会計補正予算（第
1 号）
（質疑）
- 日程第 2 1 議案第 4 2 号 令和 8 年度相良村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 4 3 号 令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑）
- 日程第 2 3 同意第 2 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 同意第 3 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 同意第 4 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 同意第 5 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 同意第 6 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 同意第 7 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 同意第 8 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 0 同意第 9 号 相良村農業委員会委員の任命について

日程第 3 1 同意第 1 0 号 相良村農業委員会委員の任命について

日程第 3 2 同意第 1 1 号 相良村農業委員会委員の任命について

(質疑・討論・採決)

日程第 3 3 委員会付託 議案第 3 3 号から議案第 4 3 号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 古 川 渉 君	6 番 坂 田 朋 美 君
2 番 恒 松 隆 生 君	7 番 徳 田 正 臣 君
3 番 嶽 本 浩 則 君	8 番 黒 木 正 照 君
4 番 梅 山 弘 君	9 番 市 岡 智 恵 君
5 番 川 邊 一 徳 君	10 番 永 田 博 人 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(10名)

村 長 吉 松 啓 一 君	企画商工課長 佐 竹 淑 子 君
教 育 長 中 村 和 弘 君	税 務 課 長 平 川 千 春 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
保健福祉課長 平 田 智 博 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
会 計 管 理 者 岡 村 哲 臣 君	農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯 田 昌 臣 君

開会 午前 10 時 00 分

○

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 8 年第 3 回相良村議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

○

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、7 番、徳田正臣議員。

{「はい。」と、7 番議員。}

8 番、黒木正照議員を指名します。

{「はい。」と、8 番議員。}

○

日程第 2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 3 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 12 日までの 3 日間に決定しました。

○

日程第 3 から日程第 4 報告第 1 号から報告第 2 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 3、報告第 1 号、令和 7 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第 4、報告第 2 号令和 7 年度相良村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括して議題とします。一括して報告求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、報告第 1 号 令和 7 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第 2 号 令和 7 年度相良村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括してご説明申し上げます。初めに、報告第 1 号 令和 7 年度 相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法第 213 条の規定によります、令和 7 年度から令和 8 年度への繰越明許費として、同法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。内訳につきましては、21 事業、繰越明許費設定額 12 億 5,387 万 6,000 円に対しまして、同額の 12 億 5,387 万 5,000 円を、翌年度への繰越額と致します。次に、報告第 2 号 令和 7 年度 相良村簡易水道事業会計予算繰越計

算書の報告につきましては、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定によります、建設改良費の繰越額といたしまして、同条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書を議会に報告するものでございます。内訳につきましては、令和 7 年度大谷地区簡易水道施設整備事業の業務委託及び工事につきまして、予算計上額 1 億 8,874 万 9,000 円に対しまして、同額の 1 億 8,874 万 9,000 円を翌年度への繰越額と致します。報告第 1 号及び報告第 2 号についての説明は以上のとおりでございます。

○議長(永田博人議員) 報告が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで、報告第 1 号及び報告第 2 号の報告は終わりました。

—————○—————

日程第 5 承認第 2 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 5、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第 2 号 専決第 2 号 相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきまして、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関し、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日から施行する必要がありましたので、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定し、専決処分したものでございます。改正の具体的な内容につきましては、これまで、通勤手当の額については条例で定めていましたが、支給単位期間につき、上限額を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じて、規則で定める額に改正するのが主なものでございます。なお、専決処分年月日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。以上、承認第 2 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原

案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第 2 号は、承認することに決定しました。



日程第 6 承認第 3 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 6、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第 3 号 専決第 3 号 相良村税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきまして、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、相良村税条例の一部を改正する条例を制定し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する必要がありましたので、専決処分したものでございます。具体的な改正内容につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正、軽自動車税種別割の減免の改正、個人村民税の住宅借入金等の特別税額控除適用期限の延長に伴う改正、個人村民税の特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う既定の整備、固定資産税の免税点の見直し、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額の特例措置の割合を定める規定の改定などでございます。なお、専決処分年月日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。以上、承認第 3 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、相良村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第4号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第4号 専決第4号 相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきまして、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する法律等が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、令和8年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分したものでございます。具体的な改正内容につきましては、国民健康保険税の医療給付費分の課税額に係る課税限度額の改定、子ども・子育て支援納付金課税額の新設、国民健康保険の前納の規定導入、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し、並びに国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため、段階的に保険料の改定を行うものでございます。なお、専決処分年月日は、令和8年3月31日でございます。以上、承認第4号につきまして、ご説明申し上げますが、内容ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第5号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和7年度相良村一般会計補正予算第9号を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第5号 専決第5号 令和7年度 相良村一般会計補正予算第9号について、ご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,885万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ57億2,009万5,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして、歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、総務費関係では、1億1,922万9,000円の増額補正ですが、総務管理費の一般管理費で、財政調整基金への積立金として1億3,692万9,000円の増額補正のほか、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について、減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、民生費関係では、1,779万2,000円の減額補正を、衛生費関係では、968万円の減額補正を、農林水産業費関係では、1,030万円の減額補正を、商工費関係では、440万円の減額補正を、土木費関係では、190万円の減額補正についてでございますが、いずれも事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について、減額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、消防費関係では、789万8,000円の減額補正ですが、消防費の消防施設費で、消防団第1分団第3部のホースポールに設置するサイレンの電気工事追加分として13万2,000円の増額補正のほか、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について、減額補正をお願いするのが、主なものでございます。最後に、教育費関係では、840

万円の減額補正ですが、事業の完了などに伴い、不用と見込まれる額について、減額補正をお願いするのが、主なものでございます。これらの歳出の財源と致しましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び村債などを減額し、村税、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などをもって、充てるものでございます。また、第 2 表 繰越明許費補正において、2 つの事業の繰越額の変更をお願いし、第 3 表 地方債補正において、1 つの事業の限度額の変更を、併せてお願いするものでございます。なお、専決処分年月日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。以上、承認第 5 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 9 号を採決します。この採決は、起立によって行います。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第 5 号は、承認することに決定しました。



日程第 9 から日程第 11 承認第 6 号から承認第 8 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 9、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会補正予算第 6 号から、日程第 11、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号、令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号までを一括して議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、承認第 6 号 専決第 6 号 令和 7 年度 相良村国民健康保険特別会計補正予算 第 6 号から承認第 8 号 専決第 8 号 令和 7 年度 相良村後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号 までについて、一括してご説明申し上げますが、承認第 6 号 から 承認第 8 号の案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第

179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきまして、ご説明申し上げます。初めに、承認第 6 号 専決第 6 号 令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算 第 6 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 575 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,029 万 6,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明致します。まず、歳出につきましては、保険給付費の療養諸費で、給付実績見込みにより、療養給付費負担金 475 万 9,000 円の減額補正を、高額療養費で、特定財源の増額による財源を組み替えるほか、事業の完了に伴い、不用と見込まれる額について、減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、一般会計及び基金からの繰入金を減額し、県補助金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。次に、承認第 7 号 専決第 7 号 令和 7 年度 相良村介護保険特別会計補正予算 第 5 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 845 万 8,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明致します。まず、歳出につきましては、保険給付費の介護サービス等諸費で、事業の完了に伴い、不用と見込まれる額について、減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。なお、専決処分年月日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。最後に、承認第 8 号 専決第 8 号 令和 7 年度 相良村後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 20 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,705 万 5,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明致します。まず、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金において、実績見込みに基づき 20 万円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を減額するものでございます。なお、専決処分年月日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。以上、承認第 6 号 から承認第 8 号までについて、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許

します。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和7年度相良村国民健康保険特別会補正予算第6号から、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号までを採決します。この採決は、起立によって行います。はじめに、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和7年度相良村国民健康保険特別会補正予算第6号を採決します。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第6号は、承認することに決定しました。

—————○—————

次に、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算第5号を採決します。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第7号は、承認することに決定しました。

—————○—————

次に、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和7年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。本件については、承認することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。従って、承認第8号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第33号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第12、議案第33号、相良村立義務教育学校設置条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

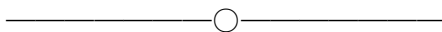
○村長(吉松啓一君) それでは、議案第33号 相良村立義務教育学校設置条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。この条例は、令和9年4月1日から相良村立義務教育学校である相良学園を設置するため、学校教育法第38条ただし書、及び同法第49条の準用規定に基づき、相良村立義務教育学校設置条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、相良学園の前期課程を、1年生から6年生を対象としまして、現在の相良南小学校に、後期課程を7年生から9年生を対象にしまして、現在の相良中学校に、施設分離型で設置するもの

でございます。以上、議案第 33 号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 13 議案第 34 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 13、議案第 34 号、相良村柳瀬コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 34 号 相良村柳瀬コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。この条例は、相良村柳瀬のコミュニティセンターの新築に伴い、本施設を管理運営するため、相良村柳瀬コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、施設の名称、位置、管理、使用の許可及び使用制限、並びに使用料などを定めるものでございます。なお、当施設は、インターネット環境も整えていますので、コワーキングスペースとしても利用可能でございます。以上、議案第 34 号につきましてご説明申し上げますが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) 7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) ちょっとお尋ねいたします。これに関しましてはですね、率直に言って、これ地元ではいろんな議論、疑問があるところではありますが、シンプルな話として、地元では、これは平原舟場公民館の代替施設であるからということで、村が管理する、この条例上ですね。村が管理する。そして、使用料も使用許可も使用料も、通常の村の施設としてとるということになっておりますが、地元では、村が管理してもらっても使用料は払わなくていいんだという話がもう出ておりますけども、それについて村長のお考えですね、そうですね。村長の方に、お考えを聞きたいと思っております。そのあと教育委員会でもいいですし。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 柳瀬のコミュニティセンターということで名称も、ある程度、決

まっておりますが、この中で、平原だけのセンターではなくてですね、相良村が直で
するわけですので、もう、できれば柳瀬全体の地域の方が、或いは村民の方が利用で
きるような施設ということで、仮設住宅を再利用させていただきました。よって、今
7 番議員がご質問の使用料については、規定に基づいて、平原地区、或いはそれ内外
にかかわらずですね、使用料は取るということで規定しております。以上でございます。

{「はい。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) 7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) わかりました。村の施設として、村長の考えとすれば管理はも
ちろん村がされますし、使用料も、もちろん使用許可も使用料も、従前どおりにとい
うことのお考えであります。同じであります。教育委員会の方での考えも矛盾す
るわけないんでしょうけども。というのはね、いろんな地元での話が出ていて、私か
ら見ればその手続き上も進め方もちょっと非常に疑問があつて、役場との教育委員会
との、多分打ち合わせっていうのも、十分地元には伝わってないところがありまして、
法的に非常に微妙な部分がありますのでここで言いませんけども、だからあえて基本
的なところだけちょっと押さえておきたいという考えです。はい教育課長。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長お答えします。先ほど村長
が申されましたように、センターの管理は村の方で行いますので、平原区住民の方が
利用される場合も、使用料金を徴収する予定でございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) ということは、平原舟場公民館の代替施設ではない、完全に村
の施設ということで、特別な配慮を地元ではなされない、考えていないということ
を減免規定もないということによろしいわけですね。わかりました。

○議長(永田博人議員) 他に質問ございませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認
めます。これで質疑を終わります。



日程第 14 議案第 35 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 14、議案第 35 号、相良村長等の損害賠償責任の
一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

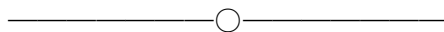
本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 35 号 相良村長等の損害賠償責任の一部免責
に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。
今回の条例改正は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、損害賠償責
任を負う額から控除する基準給与年額について、同法等を引用している条項番号にズ
レが生じることから、相良村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改

正する条例の制定について、ご提案するものでございます。以上、議案第 35 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 15 議案第 36 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 15、議案第 36 号、ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 36 号 ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、物価高騰の影響への対応や弾力的な料金設定による経営の安定化を図ることを目的に、宿泊利用料金の限度額を改定するため、ふれあいリフレ茶湯里の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、茶湯里利用料金のうち、宿泊の普通客室利用料金限度額の改定を行うものでございます。以上、議案第 36 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 質疑をいたします。全国的にですね、物価が上がっておりますけども、宿泊料金というのは、本当、都会では、かなりの高額な形になっておりますけども。大分、あるアジアの特定の国の方が少なくなってきたので、ビジネスホテルとかは、若干安くなってるという状況であります。これ値上げ、マックスですけどもこれ値上げについては別に時代の状況の中で構わないと思いますが、まず特別客室はそのまま限度額が 3 万円ということでありまして、この私の考えで特別客室の方も、あくまでも限度額、条例上の限度額ですんで、これ上げてよかったのかなという感じがいたします。それが 1 つですね。あとは具体的な利用料金というのが、もしここで答弁することができるならばですね、教えていただければと思っております。条例上の計画じゃなくて具体的な、もしこれが可決されたとしてですね。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長お答えします。まず1点、特別客室につきまして、現行どおり3万円の上限ということですが、こちらにつきましては、今までの実績を見込んだところでの、あと、将来的なですね、事業展開の方ですね、指定管理者と協議しまして、現行どおり3万円の上限で大丈夫だということで、そのままにしております。また、現在の将来的な茶湯里の見込みという料金につきましては、現時点ではちょっと資料は持ち合わせておりませんので、その点につきましては指定管理者と今後協議をして進めていくことになると思います。以上、お答えします。

○議長(永田博人議員) 7番議員。

{「はい。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 茶湯里の温泉の入湯料金に関しては、私の記憶で言えば、条例マックスの金額になってきたと思います。この場合は宿泊費利用料でありますけども、まず特別客室はあくまで限度なんで、思い切り上げといても、まずは利用客の方が、例えば5万円だったりしても高いなっていうことで、泊まらないっていうことはないと思いますんで、ここでも5万円ぐらい上げといて、そして実際に利用価格っていうのは利用状況とか、経費とかいろいろ計算された上で決められていいかなと思っております。ただ金額がですね、特別客室以外は2万円とか1万8,600円1万7,000円と出ておりますけども、この限度額はいくのは非常に厳しい状況だと思いますんで、施設の立地からしてですね、それはおわかりだと思いますけど。温泉の利用みたいは、マックスいかないようにですね、これお願いしたいかなと思っておるところであります。質疑ですので以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。ありませんね。これで質疑を終わります。



日程第16 議案第37号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第16、議案第37号、相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第37号 相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、公営住宅条例施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用する条番号にズレが生じましたので、相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案するものでございます。以上、議案第37号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 17 議案第 38 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 17、議案第 38 号、相良村鮎等中間育成施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 38 号 相良村鮎等中間育成施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例廃止は、国土交通省による柳瀬地区遊水地整備事業の実施に伴い、事業に支障となる同施設を廃止することから、相良村鮎等中間育成施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、ご提案するものでございます。以上、議案第 38 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 18 議案第 39 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 18、議案第 39 号、令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 1 号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 39 号 令和 8 年度 相良村一般会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,088 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 55 億 9,885 万 6,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして、歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げますが、各科目における給与等につきましては、職員の退職及び 4 月の人事異動等に伴う補正などでございます。まず、総務費関係では、507 万 7,000 円の増額補正ですが、総務管理費の企画費で、本年 9 月 20 日に全線開通予定の、くま川鉄道の全線運行再開イベント委託料として 150 万円、空き家の解体後の新築及び木造住宅建設に対する移住定住促進事業補助金として 400 万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、民生費関係では、370 万 7,000 円の増額補正ですが、社会福祉費の社会福祉総務費で、育児休業職員の代替えとして任用する任期付職員の給与など関係費用として 291 万 6,000 円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、衛生費関係では、501

万 4,000 円の増額補正ですが、保健衛生費の保健衛生総務費で、簡易水道事業会計への繰出金として 433 万 7,000 円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、農林水産業費関係では、765 万 1,000 円の増額補正ですが、農業費の農業振興費で、お茶の剪定用機械導入に伴う地域特産物産地づくり緊急支援対策事業補助金として 136 万 2,000 円の増額補正を、農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計への繰出金として 627 万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、土木費関係では、152 万 2,000 円の減額補正ですが、道路橋良費の道路維持費で、村道維持補修費として 200 万円、村道維持管理用重機借上料として 300 万円の増額補正を、住宅費の住宅管理費で、公営住宅等長寿命化計画に基づき、解体予定の公営住宅等から移転が必要となる入居者に対する移転補償金として 51 万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、消防費関係では、21 万円の増額補正ですが、消防費の消防施設費で、せせらぎの丘の屋外消火栓ホース格納箱の購入費として 21 万円の増額補正をお願いするものでございます。最後に、教育費関係では、47 万 8,000 円の増額補正ですが、給食管理費の共同調理場管理費で、調理場の床修繕料として 11 万円の増額補正をお願いするのが、主なものでございます。これらの歳出の財源と致しましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、県支出金及び繰入金をもって充てるものでございます。以上、議案第 39 号につきまして、ご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(黒木正照議員) 2 点だけ質疑をいたします。まず 193 ページのですね。くま川鉄道を全線運行再開イベントの 150 万というふうに計上しておりますけれども。これ多分、10 市町村全体でのイベントになるんだろうというふうに思いますが、イベントのどのようなイベントがあるのか。また、開催費用ですね、私たちの村で 150 万ということでございますが、10 市町村ではどの程度の持ち出しになるのかということ、まず 1 点伺いたいと思いますし、教育委員会においてはですね、公用車リース、17 万 9,000 円出ておりますけれども、この、6 月定例会での提案ということで、金額的には 17 万 9,000 円ですが、このリース期間ですね。これ 1 年間分ですってあるのか。数ヶ月分なのか、今後リースをされる予定での予算計上なのかという、この 2 点について質疑いたします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。今回のくま川鉄道の全

線運行再開につきましては、県の補助を活用させていただきます。県の補助に関しましては、各市町村でのイベントとあわせて、くま川鉄道での式典、また、上球磨においては、3市町村で実行委員会を立ち上げられておりますので、そういった団体の方に補助金が交付されることになっております。補助率につきましては、4分の3でございます。相良村としては、現在、相良十島駅において、新設の式典を催すイベントですね、と合わせてのトークイベントだったり、あと、十島神社、あと、川村災害遺構をめぐるウォーキング大会等を、今検討しております。この人吉球磨の全体の事業費につきましては、現在、各実施する市町村だったり、イベントの実行委員会だったり、今精査して県の方に申請しておりますので、額が確定した時点で、また、お知らせしたいと考えております。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。公用車リース、17万9,000円。これは教育委員会事務局の公用車、1年分のリース料金でございます。当初予算で計上するのを失念しておりました。申し訳ございません。以上でございます。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。以上で終わります。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ございませんか。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 9番質疑させていただきます。ページ数がタブレット193ページ。補助金の中で、移住定住促進事業補助金であります。空き家関係だろうと思うんですが、ちょっと詳しく説明していただけませんでしょうか。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。この移住定住の促進事業につきましては、外からの移住者、また村内から村内に転居される定住者に対して、補助金を交付しております。補助金の交付の条件としましては、中古の住宅を取得されたり、新しく家を建てられたり、また、空き家につきましては、空き家を購入されて、解体新築まで行う方に対しての補助金となっております。4月以降ですね、移住定住の方の新築の分も増えてはきておりますが、一番は空き家、議員おっしゃるとおり、空き家の活用の方が伸びてきておまして、空き家について、解体新築をすると300万円プラス、国内産の木材を活用されると100万というふうに加算がございますので、現在もですね、空き家の活用については、今、ご相談を受けている案件がありますので、そちらを見込んだ額となっております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、9 番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9 番議員。

○9 番(市岡智恵議員) タブレットの 198 ページ。土木費、住宅管理費で補償金とありますが、公営住宅移転補償金ということで、51 万円計上されております。納得されたんでしょうか。総務課長、お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長お答えいたします。今回、住宅移転の補償金というところで、金額のほうを計上させていただきました。具体的には村営住宅にお住まいのところの住宅を解体の計画がございまして、その分から他のところに移転してもらうというような費用となってきます。現在、交渉の方を進めておりまして、おおよそ移転したいという希望もございましたので、まだ決定でございけません。今回、予算上げさせていただいて、具体的に日程等の協議に入るといところでございます。以上でございます。

{「はい、議長。」と、9 番議員。}

○議長(永田博人議員) 9 番議員。

○9 番(市岡智恵議員) いつ住宅のほうに入られるのかなと思って、わかったらと思っ
てからお尋ねしたんですが。またわかり次第、教えていただきたいと思います。以上
で終わります。

○議長(永田博人議員) 他に、ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めま
す。これで質疑を終わります。



日程第 19 から日程第 20 議案第 40 号から議案第 41 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 19、議案第 40 号、令和 8 年度相良村国民健康
保険特別会計補正予算第 1 号及び、日程第 20、議案第 41 号、令和 8 年度相良村介護
保険特別会計補正予算第 1 号を一括して議題とします。本案について、提案理由の説
明を一括して求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 40 号 令和 8 年度 相良村国民健康保険特別会
計補正予算第 1 号及び議案第 41 号 令和 8 年度 相良村介護保険特別会計補正予算第 1
号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。まず初めに、議案第 40 号
令和 8 年度 相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げ
ます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 22 万 5,000
円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 1,669 万 6,000 円とする
ものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご
説明申し上げます。まず、歳出につきましては、保険事業費の特定健康診査等事業費
で、保健指導車 1 台のリース料として 18 万 5,000 円の増額補正をお願いするのが、

主なものでございます。歳入につきましては、県支出金及び繰越金をもって充てるものでございます。次に、議案第 41 号 令和 8 年度 相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号 について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 66 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 8,481 万 7,000 円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、総務費の総務管理費で、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料として 66 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、繰入金をもって充てるものでございます。以上、議案第 40 号及び議案第 41 号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 21 から日程第 22 議案第 42 号から議案第 43 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 21、議案第 42 号、令和 8 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 1 号及び、日程第 22、議案第 43 号、令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 1 号を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 42 号 令和 8 年度 相良村簡易水道事業会計補正予算第 1 号及び議案第 43 号 令和 8 年度 相良村農業集落排水事業会計補正予算第 1 号 につきまして、一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 42 号 令和 8 年度 相良村簡易水道事業会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。まず、第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、令和 8 年度相良村簡易水道事業会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収益的収入、第 1 款簡易水道事業収益を 433 万 7,000 円増額し、収入総額を 1 億 2,597 万 3,000 円とし、収益的支出、第 1 款 簡易水道事業費用につきましても、同額の 433 万 7,000 円増額し、支出総額を 1 億 2,316 万 9,000 円とするものでございます。次に、第 3 条他会計からの補助金につきましても、会計予算に定めた金額を 8,062 万 1,000 円に改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計画明細書でご説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款 1、項 2、目 2 の一般会計からの補助金として 433 万 7,000 円の増額補正をお願いし、支出の款 1、項 1、目 2 の修繕費で、初神地区簡易水道施設の制御盤タッチパネル修繕料として 401 万 5,000

円を、目 3 の総係費で、公金取扱手数料及び検便手数料として 32 万 2,000 円の増額補正を、それぞれお願いするものでございます。次に、議案第 43 号 令和 8 年度 相良村農業集落排水事業会計補正予算第 1 号 について、ご説明申し上げます。まず、第 2 条、収益的収入及び支出の補正でございますが、令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収益的収入、第 1 款 農業集落排水事業収益を 627 万円増額し、収入総額を 2 億 4,581 万 2,000 円とし、収益的支出、第 1 款 農業集落排水事業費用につきましても、同額の 627 万円増額し、支出総額を 2 億 4,414 万 7,000 円とするものでございます。次に、第 3 条他会計からの補助金でございますが、会計予算に定めた金額を 1 億 5,508 万 7,000 円に改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計画明細書でご説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款 1、項 2、目 2 の 一般会計からの補助金として 627 万円の増額補正をお願いし、支出の款 1、項 1、目 1 の工事請負費で、下鶴地区遊水機能地利活用施設整備に伴う公共樹設置工事請負費として 600 万円を、目 4 の総係費で、公金取扱手数料として 27 万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。以上、議案第 42 号及び議案第 43 号につきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩します。再開は、11 時 15 分からとします。

○

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 15 分

○

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第 23 から日程第 32 同意第 2 号から同意第 11 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 23、同意第 2 号、相良村農業委員会委員の任命についてから、日程第 32、同意第 11 号、相良村農業委員会委員の任命についてまでを一括して議題とします

{「議長、ちょっと発言を求めます。・・・」と、7 番議員。}

ちょっと、待ってください。待ってください。本件について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「私、発言は、議長。」と、7 番議員。}

発言を許します。7 番議員。

{「はい、ありがとうございます。」と、7 番議員。}

○7 番(徳田正臣議員) この同意案件、第 2 号から 11 号までありますが、議長の許可をいただきましたので、この採決が起立採決であったわけです。昔は人事案件も。それは先ほど全員協議会で申し上げましたように、相良村ではちょっと世の中と逆行する形で無記名投票になっておりますが、これをもう一度ですね、やっぱり議員として、たとえ人事案件であったにしても、責任を持って評価と批判をされるわけでありますので、村民の方に見える形で、これは起立採決に持っていきたいなというふうに考えております。できましたなら、これはもう議会の問題であります、議長はじめ、議会運営委員会の方で、暫時休憩をとって再考していただければありがたいと思いますし、

{「・・・・・・・・。」と、呼ぶ者あり。}

今後、本日できなくても、今後は、村民の方に見える形で起立採決といういうことで、人事案件もすべてお願いできればと思っているところではありますが、議長どうでしょうか。

○議長(永田博人議員) はい、ここでちょっと暫時休憩いたします。

○

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 22 分

○

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。本件について、提案理由の説明を一括して村長に求めます。

{「はい、議長。」と、村長。}

{「・・・・・・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第 2 号から同意第 11 号までの、相良村農業委員会委員の任命について、一括して提案理由をご説明申し上げます。相良村農業委員会委員の任期が、令和 8 年 7 月 19 日付けをもって満了することに伴い、同意第 2 号において高岡重盛氏、同意第 3 号において吉松利則氏、同意第 4 号において大和國浩氏、同意第 5 号において宮原成一氏、同意第 6 号において川邊美津子氏、同意第 7 号において渡邊和夫氏、同意第 8 号において田端忠道氏、同意第 9 号において瀬音孝徳氏、同意第 10 号において富永得治氏、同意第 11 号において平川真由美氏を相良村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第 2 号から同意第 11 号までにつきまして、一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。はじめに、同意第2号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は、9人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、川邊一徳議員、

{「はい。」と、5番議員。}

6番、坂田朋美議員

{「はい。」と、6番議員。}

を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。賛成9票、反対0票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第2号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

—————○—————

次に、同意第3号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。次に、立会人を指名します。立会人は先ほど指名された、5

番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票。賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 3 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

—————○—————

次に、同意第 4 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど指名された、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番にお願いします。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 4 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

—————○—————

次に、同意第 5 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど指名された、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

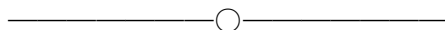
異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員からどうぞ。順番に投票願います。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 5 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。



次に、同意第 6 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど指名された、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 6 号相

良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。



次に、同意第 7 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど立会いされた、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 7 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。



次に、同意第 8 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど立会いされた、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

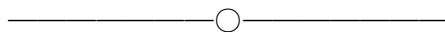
異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 8 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。



次に、同意第 9 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど立会いされた、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

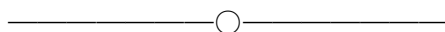
異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 9 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。



次に、同意第 10 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど立会いされた、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 10 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

○

次に、同意第 11 号相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は先ほど立会いされた、5 番、川邊一徳議員、6 番、坂田朋美議員を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1 番議員から順番に投票を行います。

{投票}

投票漏れありませんか。わかりました。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊議員、坂田議員、開票の立会をお願いします。

{チャイム}

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、全員賛成です。従って同意第 11 号相良村農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

○

日程第 33 委員会付託

○議長(永田博人議員) 次に日程第 33、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています、議案第 33 号から議案第 43 号は、配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会

します。お疲れ様でした。

散会 午後 0 時 02 分